

出入国又は労働法令に関する不正又は著しく不当な行為

過去 5 年間に於ける出入国又は労働に関する法令に関する不正又は著しく不当な行為の有無

項目	過去 5 年 以内の該当	
	法人	役員
① 特定機関において、雇用した外国人家事支援人材に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	有・無	有・無
② 特定機関において、雇用した外国人家事支援人材の旅券又は在留カードを取り上げる行為	有・無	有・無
③ 特定機関において、雇用した外国人家事支援人材に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	有・無	有・無
④ ①から③までに掲げるもののほか、特定機関において、雇用した外国人家事支援人材の人権を著しく侵害する行為	有・無	有・無
⑤ 特定機関において、雇用した外国人に対し、令第 16 条で定める家事支援活動（これに付随する業務を含む。）の範囲外の業務を行わせる行為	有・無	有・無
⑥ 特定機関において、①から⑤まで又は⑦から⑫までに掲げる特定家事支援活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	有・無	有・無
⑦ 特定機関において、外国人家事支援人材又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（③及び④に該当する行為を除く。）	有・無	有・無
⑧ 特定機関において、雇用した外国人家事支援人材の特定家事支援活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人家事支援人材との間で出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 6 条第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項又は第 21 条第 2 項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（⑤に該当する行為を除く。）	有・無	有・無
⑨ 特定機関において、入管法第 6 条第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項又は第 21 条第 2 項の申請内容と異なる他の機関に特定家事支援活動を実施させる行為又は当該他の機関において、特定家事支援活動を実施する行為（⑤に該当する行為を除く。なお、入管法第 20 条に規定する在留資格変更手続に従って外国人家事支援人材が受け入れられる特定機関を変更する許可を受けた場合は含まない。）	有・無	有・無

⑩ 特定機関において、雇用した外国人家事支援人材の行方不明者について、ア又はイに該当すること（特定機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。） ア その前1年以内に次の表の左欄に掲げる外国人家事支援人材の受入れ総数（当該機関に雇用されていた外国人家事支援人材の総数をいう。以下イにおいて同じ。）に応じ、同表の右欄に掲げる人数（1人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下イにおいて同じ。）以上の行方不明者を発生させた場合 <table><tr><td>受入れ総数</td><td>人数</td></tr><tr><td>50人以上</td><td>受入れ総数の20分の3</td></tr><tr><td>20人以上49人以下</td><td>8人</td></tr><tr><td>19人以下</td><td>受入れ総数の8分の3</td></tr></table> イ その前6月以内に次の表の左欄に掲げる外国人家事支援人材の受入れ総数に応じ、同表の右欄に掲げる人数以上の行方不明者を発生させた場合 <table><tr><td>受入れ総数</td><td>人数</td></tr><tr><td>50人以上</td><td>受入れ総数の80分の9</td></tr><tr><td>20人以上49人以下</td><td>6人</td></tr><tr><td>19人以下</td><td>受入れ総数の32分の9</td></tr></table>	受入れ総数	人数	50人以上	受入れ総数の20分の3	20人以上49人以下	8人	19人以下	受入れ総数の8分の3	受入れ総数	人数	50人以上	受入れ総数の80分の9	20人以上49人以下	6人	19人以下	受入れ総数の32分の9	有・無 行方不明者数 人	有・無 行方不明者数 人
受入れ総数	人数																	
50人以上	受入れ総数の20分の3																	
20人以上49人以下	8人																	
19人以下	受入れ総数の8分の3																	
受入れ総数	人数																	
50人以上	受入れ総数の80分の9																	
20人以上49人以下	6人																	
19人以下	受入れ総数の32分の9																	
⑪ 特定機関において、外国人に入管法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること	有・無	有・無																
⑫ 特定機関において、特定家事支援活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（①、③及び④に該当する行為を除く。）	有・無	有・無																